

6土第412号
令和6年12月26日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第1342号）が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部改正に関し、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、本県における経営規模等評価申請について、令和6年12月17日付けで施行された関係告示等を踏まえ、「経営規模評価申請及び総合評定値請求要領」を別添のとおり改正いたしましたので、あわせてお知らせします。

つきましては、当該通知についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【改正概要】

1. 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の改正
 - （1）該当する条・号の改正
2. 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件」の改正
 - （1）健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類
3. 「経営規模評価申請及び総合評定値請求要領」（愛媛県要領）の改正
 - （1）健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類
 - （2）税務署での確定申告書控えへの押なつ廃止に伴う完成工事高等の確認の見直し
 - （3）技術者資格区分コード及び配点表のうち「コード：005」の該当政令の条を修正

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp